

狛江市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

1. 改正の内容

産前産後の出産被保険者の保険税軽減（免除）（令和5年1月1日～）

妊娠85日（4箇月）以上の出産をした国民健康保険被保険者の国民健康保険税を、出産予定日又は出産日の属する月の前月から4箇月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3箇月前から6箇月間）免除する。

※ 令和6年1月1日施行、令和5年11月出産分（出産月の翌々月である令和6年1月分）以降の出産から適用。

2. 制度の内容

出産予定日の6箇月前から、以下の資料を添えて届書を保険年金課へ提出

- ① 出産の予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産の日を確認することができる書類）
- ② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類
- ③ 出産後に届出を行う場合は、出産した被保険者と当該出産に係る子の身分関係を確認することができる書類

		軽減該当月（参考例）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
単胎						●	●	●					
多胎			●	●	●	●	●	●					

● = 免除対象となる月

（9月に出産した場合、単胎妊娠の場合は8～11月分、多胎妊娠の場合は6～11月分の所得割額及び均等割額が免除）

3. 影響額の試算

令和5年4月～10月までに出産育児一時金の申請のあった15世帯を元に試算。

当該世帯において出産被保険者（母親）の国民健康保険税の免除総額 **106,000円**

106,000円×12/7 = **約420,300円（見込）**

（4～10月の出産者の免除総額から7を除いて1箇月相当分の免除額を算出し、改めて12箇月分を乗じた）

軽減額のうち 3/4→国・都負担（交付金） 1/4→市負担（一般会計からの法定内繰入金で対応見込）

4. 改正の背景と今後のスケジュール

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う、地方税法及び地方税法施行令の一部改正により、出産した被保険者の産前産後期間における国民健康保険税を軽減（免除）することが規定された。地方税法等の一部改正の施行日が令和6年1月1日であることから、産前産後軽減についても、令和6年1月1日から施行することとなり、令和5年第4回定例会において上記内容にて条例改正案を上程。